

越前市移住定住プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル  
実施要領

1 業務の目的

本市では、2023年3月に策定した「総合計画2023」において、「UIJ ターン倍増プロジェクト」を掲げ、本市の歴史・伝統・文化やふるさと納税など市の魅力発信と合わせ、移住定住の促進を図っている。

本業務は、移住を検討する者に対して、本市の魅力や移住を検討するうえで必要となる支援制度等の情報を確実に届けるホームページを作成することに加え、本市への移住相談件数が増加するためのプロモーションを実施することを目的とする。なお、主な移住者のターゲットは、未就学児の子を持つ子育て世帯・若年層（20代～40代）・本市又は福井県出身者とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 越前市移住定住プロモーション業務
- (2) 業務内容 別紙「越前市移住定住プロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこととする。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年3月末日迄  
※ただし、ホームページ構築期限、稼働日は以下とする。  
構築期限 令和5年11月30日（木）迄  
稼働日 令和5年12月1日（金）
- (4) 提案上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 契約条件 受託候補者を特定した場合は、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものとする。
- (6) 契約保証金 越前市契約規則（平成17年越前市規則第54号）第25条から第26条までの規定に基づく。

3 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 公告日から契約締結までの期間において、福井県及び越前市において指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 越前市指名競争入札参加資格者でない者で、本業務の契約相手となった場合には、速やかに越前市指名競争入札参加資格審査申請書及び債権者・受取人登録申請書を提出すること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又

は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 過去3年（令和2年度以降）にホームページを制作した実績があり、提案事項を十分理解し、適正に遂行できる能力を有していること。
- (7) 参加表明書の提出時点で、1年以上の営業実績があること。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年8月25日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第6号）により電子メールで提出すること。
- (3) 回答予定日 令和5年8月30日（水）
- (4) 回答方法 市ホームページに掲載する。

#### 5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要となる書類（原本1部及びPDFデータを提出すること）
  - ア 参加表明書（様式第1号）
  - イ 会社概要（様式第2号）
  - ウ 業務実績調書（様式第3号） ※実績の見本等を添付すること
  - エ 業務の実施体制（様式第4号）
  - オ 再委託調書（様式第7号）※再委託する場合のみ
  - カ 商業登記簿謄本（写し）及び財務諸表（直前決算3期分）
  - キ 国税（法人税及び消費税）及び越前市市税に係る納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの）※越前市市税については、越前市に本社又は営業所がある場合のみ。
- (2) 提出方法及び期限
  - ア 提出期限 令和5年9月6日（水）午後5時まで
  - イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課
  - ウ 提出方法 原則電子メールによるものとする。ただし、本市からの確認返信をもって受付（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで）とする。本市からの確認返信がなされない場合は、電話にて通知すること。  
メールアドレス：brand@city.echizen.lg.jp  
なお、持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は書留郵便（当日消印有効）での提出も可能とする。

## 6 企画提案書の提出

### (1) 企画提案に必要な書類及び提出部数（原本1部及びPDFデータ）

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 企画提案資料（任意様式） ※A4サイズ

- ・本業務の目的のために効果的な移住定住ホームページについて、仕様書の内容を踏まえた上で、イメージカットなどを用い、ホームページ全体のイメージが把握できるように資料を準備すること。
- ・プロモーション企画について、仕様書の範囲を踏まえ、対象とするターゲットに対する独自の提案と想定される効果、実施スケジュールについて把握できるように資料を準備すること。

ウ 工程表（任意様式）

- ・業務の行程計画を示すこと。

エ 参考見積書（任意様式）

- ・区分ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

オ その他

- ・提案書の制作及び提出に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案資料には、社名を表記しないこと。
- ・PDFデータはCD、DVD-ROM等で提出するものとしUSBは不可とする。

### (2) 提出方法及び期限

ア 提出期限 令和5年9月14日（木）午後5時まで

イ 提出場所 越前市総合政策部ブランド戦略課

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は書留郵便（当日消印有効）

※各書類のデータを以下のメールアドレス宛に合わせて提出すること。

メールアドレス：brand@city.echizen.lg.jp

## 7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) プレゼンテーションに参加するのは1者あたり3名以内とする。
- (2) 原則として各者20分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング（質疑応答）とし、順次個別に行う。応募状況により、プレゼンテーション及びヒアリングの時間は変更する場合がある。
- (3) プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、紙資料の追加配布は認めない。
- (4) 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用できる。こ

の場合において、プロジェクター、HDMI ケーブル及びスクリーンは市、パソコンは説明者が用意するものとする。なお、投影資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。

(5) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

## 8 審査方法

審査は、越前市移住定住プロモーション業務に係るプロポーザル審査委員会において、企画提案書等を提出した者の中から、「越前市移住定住プロモーション業務に係る公募型プロポーザル評価基準」（以下、「評価基準」という。）に基づき、第1次審査及び第2次審査の内容を委員会の委員が評価（点数化）し、各委員の評価点（第1次審査と第2次審査の合計点数）の総合計が最も高い者を事業者として選定する。

### (1) 第1次審査（書類審査）

参加資格要件を満たす者の中から、提出書類を審査し、一定基準に達し、かつ効果が期待できる業者を選定する。

### (2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案書等についてのプレゼンテーション（デモ機での実演も可）及びヒアリングを実施し、最も優れている提案を特定する。

### (3) 審査基準及び配点

プロポーザルは、別表の審査基準により審査する。

### (4) 小数点の処理

評価点の算出においては、平均点の小数点第2位までとし、小数点第3位以下は四捨五入とする。

### (5) 受託候補者の合格基準点

評価基準の総得点が総配点の60%以上でなければ、受託候補者にはなれない。また、企画提案事業者が1者の場合、第2次審査を実施し総得点が総配点の65%以上でなければ、受託候補者にはなれない。

(6) 実施日 令和5年9月21日（木）（予定）※日程等の詳細は、別途文書にて通知する。

## 9 審査結果の通知

### (1) 第1次審査

書面により通知する。なお、選定された者のみ、第2次審査の日時、会場等について、書面で通知する。

### (2) 第2次審査

書面で通知する。

## 10 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書（内

説明記)を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とするが、契約に係る協議の際に越前市の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

#### 1.1 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 虚偽の記載があるとき。

エ 参考見積書に記載する提案価格に消費税及び地方消費税を加えた額が契約上限金額を超過したとき。

#### 1.2 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(6) 業務の実施体制（様式第4号）に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定する。

(7) 提出書類は、越前市情報公開条例（平成17年越前市条例第26号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

(8) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定作業に必要な範囲においては、無断又は無償で複製することがある。なお、特定後の受託候補者の企画提案書の著作

権は、越前市に帰属するものとする。

(9) 企画提案書の提出者（第1次審査を通過した者に限る。）及び審査結果（最優秀者、次点者の名称）は、市ホームページで公表する。

### 1.3 日程

公告	令和5年8月18日（金）	
質問受付締切り	令和5年8月25日（金）	午後5時
質問回答	令和5年8月30日（水）	
参加表明書の受付締切り	令和5年9月6日（水）	午後5時
第1次審査	令和5年9月7日（木）	（予定）
企画提案書等受付締切り	令和5年9月14日（木）	午後5時
第2次審査	令和5年9月21日（木）	（予定）
結果通知	令和5年9月25日（月）	（予定）
契約締結	令和5年9月下旬	（予定）

### 1.4 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号  
越前市役所総合政策部ブランド戦略課 担当 清水  
TEL 0778-22-3016  
電子メール brand@city.echizen.lg.jp

(別表) 審査基準

審査基準			配点
会社概要（1次・2次審査共通）			3点
業務実績書（1次・2次審査共通）			3点
企画提案 の内容 (2次審査)	ホームペ ージ	市の魅力、移住支援制度の情報が分かりやすい構成、 デザインに期待できるか。	15点
		ターゲットを意識したホームページ作りに関する構 成、デザインに期待できるか。 (魅力的なコンセプト、キャッチコピー、タイトル、 デザイン、コンテンツか。)	15点
	プロモー ション	移住相談件数が増加するためのプロモーションの効 果が期待できるか。	45点
	共通	実施スケジュールが適切か。	3点
		価格・経費配分が適切か。	6点
合 計			90点